

達 示 第 3 号

令和元年5月7日

一部改正 令和2年11月9日達示第13号

一部改正 令和3年1月14日達示第1号

一部改正 令和3年1月22日達示第10号

一部改正 令和3年10月29日達示第35号

東京拘置所長 竹 中 樹

被収容者等の外部交通実施細則の制定について

標記について、次のとおり定め、即日施行する。

なお、平成28年7月25日付け達示第20号「被収容者等の外部交通実施細則の制定について」及び平成29年2月1日付け達示「被収容者等の外部交通実施細則の制定について」の一部改正については廃止する。

被収容者等の外部交通実施細則

目 次

第1章 総則（第1条から第6条まで）

第2章 面会（第7条から第23条まで）

第3章 信書の発受（第24条から第38条まで）

第4章 電話による通信（第39条から第47条まで）

第5章 雑則（第48条から第52条まで）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、被収容者の外部交通の取扱いを、その者の法的地位に応じ、適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この細則において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）、被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令。以下「訓令」という。）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」（以下「依命通達」という。）において使用する用語の例による。

(外部交通の相手方の届出)

第3条 受刑者に対し、面会の申出及び信書の発受がなされた場合に円滑な実施を図るため、「外部交通申告書」(別紙1以下「申告書」という。)により、あらかじめ、外部交通の申出をすることが予想される相手方及び希望しない相手方について届出をさせるものとする。

2 申告書は、面会用及び書信用をそれぞれ一部ずつ作成させるとともに、これらを複写して動静経過表用として使用する。

3 死刑確定者の外部交通の相手方の届出については、別に定める。

(外部交通の相手方の調査)

第4条 前条第1項の届出の内容が真正なものであることを確認するため必要があるときは、外部交通の業務を担当する統括矯正処遇官(以下「外部交通区長」という。)又は当該受刑者を収容する処遇区の統括矯正処遇官(以下「処遇区長」という。)は、当該受刑者から事情聴取するほか、書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

2 外部交通区長及び処遇区長は、前項の調査の結果、届出のあった相手方について外部交通を許可することが不適當又は疑義があると思料される場合には、処遇部会議に付議するものとする。

(外部交通の記録の決裁)

第5条 面会又は電話による通信が行われた場合には、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式(平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令)様式第5号の「面会表」(以下「面会表」という。)に記録する。

2 被収容者が発受する信書については、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式(平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令)様式第6号の「書信表」(以下「書信表」という。)に記載する。

3 面会表及び書信表の決裁は、特に指示あるときを除き、首席矯正処遇官(処遇担当)(以下「処遇首席」という。)又は外部交通区長が専決する。

(面会表、書信表の保管場所及び管理者)

第6条 面会表は庶務課に保管し、保管管理者は、庶務課長補佐とする。

2 書信表は書信室に保管し、保管管理者は、外部交通区長とする。

3 名籍係長及び主任矯正処遇官(書信担当)(以下「書信主任」という。)をそれぞれ面会表及び書信表の保管管理者の補助者とする。

第2章 面会

(面会の相手方)

第7条 受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許すものとする。

(1) 受刑者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業

務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

- (3) 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者
- 2 前項第 2 号に掲げる者とは、次の各号のいずれにも該当する者であることに留意すること。
 - (1) 面会の目的が「受刑者の用務」の処理であること。
 - (2) 面会に係る「受刑者の用務が、重大な利害にかかわるものであること。
 - (3) 「受刑者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。
- 3 第 1 項第 2 号に掲げる者については、次に掲げるもの等が該当すると考えられること。
 - (1) 婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者
 - (2) 民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等
 - (3) 当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者
- 4 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、第 1 項第 2 号のいずれかに該当するものとして、原則としてこれを許すこと。
- 5 第 1 項第 3 号に掲げる者のうち、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者とは、次の各号のいずれにも該当する者であること。
 - (1) その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。
 - (2) 雇用の見込みが現実的なものであること。
 - (3) 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。
- 6 受刑者に対し、第 1 項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、当所の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
- 7 前項により面会を許すことができる場合としては、面会の申出をした者が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、会社関係者等であることその他の事情により面会の必要が認められ、かつ、次の各号のような事情が認められるときその他所長が適当と認めるときなどが考えられること。
 - (1) 身元が明らかであること。
 - (2) 知人・友人との交友関係を維持するための面会は、受刑者が知人・友人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合に許すことができること。したがって、客観的にその事実の確認ができるまでは、必ずしも面会を許すことにはならないこと。面会を許す場合には、これに加えて、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。
 - (3) 暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。
 - (4) 弁護士等が、面会を希望する受刑者以外の人から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人として事情聴取することを目的として受刑者と面会を希望していること。

- 8 死刑確定者の面会の相手方については、別に定める。
- 9 受刑者及び死刑確定者以外の被収容者の面会の相手方については、原則として制限はないものの、次条第 1 項又は第 2 項に規定する面会の申出書により、所定の記載事項を確認した上で許可すること。
- 10 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護士等から面会の申出があった場合は、主任矯正処遇官（面会担当）（以下「面会主任」という。）から当該未決拘禁者を収容する処遇区に連絡し、次の事項のとおり、対応するものとする。
- (1) 精神的に著しく不安定であることなどにより、申出の事実を告げられても依然として法第 79 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、直ちに処遇区長若しくは主任矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇主任」という。）が申出の事実を告知すること。
 - (2) 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第 79 条第 1 項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しないときは、保護室収容を中止して弁護士等との面会を許すこと。
 - (3) 特段の事情があるとして申出の事実を告知しないとき又は告知後の反応等により、保護室収容を継続するときは、その状況を録画するとともに、視察表に記載すること。

（面会の申出書の提出）

第 8 条 被収容者との面会の申出をする者（次項に規定する者を除く。）に対しては、「面会申出書」（別紙 2）を記載させ、面会所受付窓口に提出させるものとする。

2 刑事訴訟法第 39 条第 1 項の規定に基づき、弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）が、被収容者に面会の申出をする場合は、「弁護士面会申込書」又は「弁護士となろうとする者面会申込書」（別紙 3）に記載させ、面会所受付窓口に提出させるものとする。

（面会実施のための調査等）

第 9 条 外部交通区長又は面会主任は、受刑者との面会の申出がなされた場合には、必要に応じ、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 第 7 条第 1 項各号に掲げる者との面会

面会の申出をする者が第 3 条に定める届出のあった者以外の者であったときの受刑者又は面会の相手方からの事情聴取等による調査

(2) 第 7 条第 1 項各号に掲げる者以外の者との面会

第 7 条第 6 項及び第 7 項に定める事項について、受刑者又は面会の相手方からの事情聴取等による調査

（面会を許さない場合の告知）

第 10 条 被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会を許さない場合、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について、当該被収容者が所属する処遇主任等が、当該被収容者に告知すること。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げるにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知すること。

(面会の立会い等)

第 11 条 受刑者(未決拘禁者としての地位を有する者を除く。)の面会については、当所の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、立会い等(立会い、録音又は録画をいう。以下同じ。)を行うものとする。なお、当所執行受刑者の親族との面会については、制限区分 2 種以上の者については原則立会いを省略し、制限区分 3 種の者については、相手方が 2 親等以内の親族であれば原則立会いを省略するものとする。

2 未決拘禁者(死刑確定者としての地位を有するものを除く。)と弁護人等以外の者との面会は、立会い等を行う。これを省略しようとするときは、あらかじめ、検察官の意見を求めるものとする。

3 各種被収容者の面会の立会い等は、当所の規律及び秩序の維持その他の理由により必要と認める場合に行うものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、死刑確定者以外の被収容者が次に掲げる者と面会する場合には、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれ(未決拘禁者については、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれを含む。)があると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等を行わない。

(1) 自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

(2) 自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する当事者から委任された職務を遂行する弁護士

5 死刑確定者との面会(弁護人等との面会を除く。)は、立会いを行う。面会の立会い等の省略については、立会い等の省略を適当とする事情がある場合であっても、必ず立会い等を省略すべきものではなく、立会い等を省略することにより、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等が必要であるかを個別に検討すること。

6 死刑確定者と再審請求のために選任された弁護人の面会においては、立会い等を省略することにより当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情がない限り、立会い等をするのは相当でないところ、死刑確定者が置かれた特殊な状況に鑑み、死刑確定者は、容易に、極めて大きな精神的苦悩や動揺に陥ることがあると考えられることから、特段の事情の有無の判断に当たっては、個別の事情を慎重に検討すること。

(面会状況の録音又は録画)

第 12 条 被収容者の面会状況の録音又は録画は、次に掲げる取扱いをするものとする。

(1) 立会いのみでは足りず詳細に面会内容を記録する必要がある場合、立会い職員が確保できない場合、録音又は録画の必要は認められるが、立会いを行う必要までは認められない場合その他必要がある場合に、録音又は録画により面会状況を記録するものとする。

(2) 録音又は録画をした場合における記録媒体の取扱いは、原則として次のとおりとする。

ア 面会が特に問題なく終了したときは、外部交通区長又は面会主任が別途指示した場合を除き、内容の検査を省略すること。

イ 録音又は録画したデータは、必要と認める場合を除き、順次上書き消去するものとし、必要と認める場合は、同データを別途記録媒体に保存し、当該保存データについては、「面会に関する書類」として 10 年間保存するものとする。

ウ 記録媒体の管理は、外部交通区長が、施錠可能なロッカー等に保管して管理し、破損、紛失、内容の滅失等のないようにすること。

(面会の立会いを省略した場合の視察)

第 13 条 面会の立会いを省略した場合、面会担当者は、面会の状況を適宜、視察窓から視察すること。

(面会の一時停止及び終了)

第 14 条 被収容者又は面会の相手方が次の各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあっては、第 1 号イに限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させるものとする。

(1) 被収容者又は面会の相手方が次のいずれかに該当する行為をするとき

ア 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為

イ 当所の規律及び秩序を害する行為

(2) 被収容者又は面会の相手方が次のいずれかに該当する行為をするとき

ア 暗号の使用その他の理由によって、当所の職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 受刑者にあっては、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

オ 未決拘禁者にあっては、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの

カ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの（受刑者及び死刑確定者に限る。）

2 未決拘禁者と弁護人等との面会の一時停止については、未決拘禁者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護人等が自己の携帯電話を使用して未決拘禁者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合などが想定されるが、その権限はあくまでも当所の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならない。また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要がある。殊更に面会の状況を監視しようとしたりすることは適切でなく、謙抑的な運用に努めること。

3 面会担当者は、前 2 項の規定により行為又は発言を制止すべき場合には、被収容者又は面会の相手方に対し、その行為又は発言を制止して警告するものとし、この警告に従

わず、一時停止する必要がある場合には、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
 - (2) 被収容者と面会の相手方との間をブラインド等により遮へいすること。遮へい物がない場合は、被収容者又は面会の相手方に対し、面会の場所からの退出を命じること。
 - (3) 被収容者と面会の相手方との間をブラインド等により遮へいした場合は、被収容者又は面会の相手方に対し、面会の場所からの退出を命じること。
- 4 面会担当者は、面会を一時停止させた場合には、速やかに、外部交通区長にその旨及び面会の状況等を報告し、面会表に一時停止した旨を記録すること。
 - 5 面会担当者から報告を受けた外部交通区長は、当該面会の状況、面会の継続の可否に関する意見等を所長に報告し、再開又は終了の決定があったときは、速やかに当該措置を執り面会の円滑な実施に努めること。

(面会の相手方の人数)

第15条 面会の相手方の人数は原則として3名以内とする。ただし、面会の相手方の人数が3名を超える場合であって、3名を超える部分が未就学児のみである場合は、この限りでない。

(面会の場所)

第16条 面会の場所は、面会室とする。

- 2 被収容者が病室に収容され、面会室まで移動できない場合で、かつ、規律秩序維持上及び医療上の支障がない場合には、病室で面会させることができるものとする。ただし、病室で面会させることにより、他の被収容者の移動、配食、空下げ、運動、及び入浴の実施等、通常の業務に支障を生ずることが明らかであることから、あらかじめ、当該被収容者及び面会の相手方に短時間であることを説明し、理解を得た場合に限るものとする。
- 3 病院移送中など、被収容者が病室に収容されていない場合であっても、その心身の状況に照らして、面会室を面会の場所とすることが相当でないとするべきやむを得ない事情がある場合は、指定する場所において面会させることができるものとする。
- 4 前2項に定める場合のほか、受刑者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）が親族と面会する場合その他の面会室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合は、指定する場所において面会させることができるものとする。

(面会の申出を受け付ける日及び時間)

第17条 面会の申出の受付を行う日は、原則として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除いた日（以下「開庁日」という。）とする。

2 面会の申出の受付を行う時間は、開庁日の次の時間帯とする。

- (1) 午前8時30分から午前11時30分まで
- (2) 午後零時30分から午後4時まで

3 未決拘禁者又は被告人若しくは被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）と弁護士等との面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、前2項の規

定にかかわらず、可能な限り開庁日の執務時間に受け付けるものとする。ただし、別に定めるところにより、管理運営上支障がない限り夜間及び休日も含めることができるものとする。

(面会を実施する日及び時間帯)

第 18 条 面会実施時間は、原則として開庁日の次の時間帯とする。

- (1) 午前 9 時から午後零時まで
 - (2) 午後 1 時から午後 5 時まで
- 2 未決拘禁者又は被告人若しくは被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）と弁護士等との面会を実施する日及び時間帯は、前項の規定にかかわらず、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、別に定めるところにより、管理運営上支障がない限り夜間及び休日も含めることができるものとする。

(面会の時間)

第 19 条 面会の時間の制限については、別に定める。

- 2 面会の制限時間は、面会所受付窓口に掲示するほか、面会担当者が面会開始時に被収容者に対し、口頭で告知するものとする。

(面会の回数)

第 20 条 被収容者の面会回数は、原則として 1 日当たり 1 回に制限する。

- 2 受刑者の 1 か月当たりの面会回数は、優遇区分ごとに次表のとおり制限する。

優遇区分	ユ 1	ユ 2	ユ 3	ユ 4	ユ 5	未指定
回数	7 回以内	5 回以内	3 回以内	2 回以内		

- 3 前項の 1 か月は、原則として月初めの日から月末までの期間をいう。ただし、管理運営上支障のないときは、1 か月という期間ごとのこととして差し支えない。
- 4 未決拘禁者又は被告人若しくは被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）と弁護士との面会を行う場合は、原則として面会の回数に含めない。被収容者が、自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員又は自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する当事者から委任された職務を遂行する弁護士との面会を行う場合も同様とする。

(面会の相手方の遵守事項等)

第 21 条 面会の相手方(弁護士等を除く。)が遵守すべき事項として、規則第 75 条各号、依命通達記 7 (1) アからキまで及び次に掲げる事項を面会受付所に掲示する。

- (1) 職員が「面会申出書」の記載内容を証明する身分証明書等の書類等の提出又は提示を求めた場合には協力すること。「面会申出書」の記載事項を確認できないと面会できない場合があること。
- (2) 面会は原則として受付順に行うが、運動や入浴等により順番が前後することがあること。
- (3) 酒気を帯びた人は面会できないこと。

- (4) 面会時に、金品を直接渡すことはできないこと。差入れのことは、直接、窓口で係員に尋ねること。
 - (5) 面会の回数は、原則として、1人1日1回であること。
 - (6) 1人の被収容者に面会できる人数は、就学前の乳幼児を除き、3人までに制限すること。ただし、面会室の広さに鑑み、就学前の乳幼児の入室人員も制限することがあること。
 - (7) 面会時間は原則として30分なので、多数の方の待ち時間を短縮するため、会話はできる限り取りまとめてするよう協力すること。面会が多数の場合には、すべての方に面会していただくため、更に面会時間を制限することがあること。
 - (8) 当所の構内で、大声で話したり、ビラ等を配布したり、物をちらかしたりしないこと。その他他人の迷惑になるようなことはしないこと。
 - (9) 喫煙場所以外での喫煙はしないこと。
 - (10) 携帯品は、手元から放さず自分で管理すること。
 - (11) 第17条第2項に規定する面会受付時間。
- 2 弁護士等に周知するため、依命通達記7(2)に掲げる事項を弁護士待合室に掲示する。
(面会表の記録方法等)

第22条 面会担当者は、面会が行われた場合には、面会表に、面会の日時、面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に定めるところにより、談話の要旨欄に記録するものとする。

- (1) 立会い等をしなかった場合
 - ア 第11条第4項の規定による場合には「無立会」と表示する。
 - イ 弁護士等との面会の場合は、「弁護士等」と表示する。
 - ウ ア又はイ以外の場合は、「立会省略」と表示する。ただし、面会終了後に被収容者の心情に著しい変化が認められる場合等、特に必要があるときは、被収容者又は面会の相手方から談話の要旨を聴取し、その内容を「面会内容記載(録取)書」(別紙4)に記載して面会表に貼付する。
 - エ 受刑者については、ウの口頭による聞き取りをせず、「談話要旨票」(別紙5)を交付し、面会における会話の要旨を記載させることができる。この場合は、談話要旨票を面会表に貼付する。
 - (2) 立ち会った場合(立ち会うとともに録音又は録画をした場合を含む。)

立会職員は、面会表の立会者印欄に押印し、談話の要旨を記載する。
 - (3) 録音又は録画をした場合(立ち会った場合を除く。)

その旨(面会終了後に被収容者の心情に著しい変化が認められる場合等、特に必要があるときは、被収容者若しくは面会の相手方から聴取した談話の要旨又は録音若しくは録画により確認した談話の要旨)を記載する。
- 2 面会担当者は、立会いの有無にかかわらず、面会終了後に被収容者の心情又は動静に変化が認められた場合は、外部交通区長及び処遇区長にその動静等について報告すること。

- 3 面会担当者は、受刑者の面会の立会いに当たっては、暴力団関係者等による氏名や関係を偽った不正な面会を防止するため、特に親族外の者と面会する場合は、その談話内容に注意し、次回以降の面会の許否を判断するための資料として活用できるよう、必要に応じて、報告書を作成し、あるいは面会表に注意書きを付すなどして引き継ぐこと。
- 4 面会担当者は、面会の申出をした者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に、面会の申出をした者の氏名、説明内容その他特記事項を記録すること。

(被害者等との面会)

第 23 条 被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）から加害者たる受刑者との面会の申出があった場合は面会の目的により、次の各号のとおり対応するものとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、第 7 条第 1 項第 2 号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するとして、面会を許すこと。
 - (2) 被害者等が前号の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、第 7 条第 6 項の規定により、面会を許すことができる。
 - (3) 前 2 号のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、第 1 号の場合については面会を許すものとし、第 2 号の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に関する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許すことができる。
- 2 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒んだため面会を実施できないときは、その旨を被害者等に説明するものとする。

第 3 章 信書の発受

(信書の発受)

第 24 条 死刑確定者以外の被収容者に対しては、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款（信書の発受）、法第 148 条（外国語の翻訳費用）、法第 2 編第 2 章第 1 2 節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、未決拘禁者（死刑確定者としての地位を有する者を除く。）にあっては、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

- 2 死刑確定者の信書の発受の相手方については、別に定める。

(信書の検査)

第 25 条 当所の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、受刑者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）及び各種被収容者が発受する信書の検査を行うものとする。なお、当所執行受刑者の親

族との信書の発受について、制限区分 2 種以上の者については原則検査を省略し、制限区分 3 種の者については、相手方が 2 親等以内の親族であれば原則検査を省略するものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる信書について、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(2) 自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

(3) 自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この章において同じ。）との間で発する信書

3 未決拘禁者（死刑確定者としての地位を有する者を除く。）が発受する信書の検査は、当所の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認められ、かつ、あらかじめ適宜の方法により検査を省略することについて検察官の意見を求めて了承を得た場合を除き、必ずこれを行う。

4 前項の検査は、次に掲げる信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる信書について、当所の規律及び秩序を害する結果又は罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 弁護士等から受ける信書

(2) 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書

5 死刑確定者が発受する信書の検査は、必ずこれを行う。

6 第 2 項の規定は死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）が発受する信書の検査に準用し、第 4 項の規定は未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者が発受する信書の検査に準用する。

（受刑者の信書の発受の禁止）

第 26 条 犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合を除く。

2 前項の規定により、受刑者との信書の発受を一般的に禁止する相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会的集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰

り返している者などが考えられるが、その判断は、一律的に行うべきではなく、受刑者との関係も考慮しつつ、個別具体的に行うものであるため、特に考慮すべき個別的な事情の有無に留意すること。

3 本条の禁止の手續については、次条中の差止めに関する手續と同様とする。

(被収容者の信書の内容による差止め等)

第 27 条 書信担当者は、検査の結果、被収容者の発受する信書の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当し、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消する（以下「差止め等」という。）必要があると判断した場合は、速やかに、その旨及び該当すると判断した部分等について、当該信書を添えて信書検査処理票（別紙 6。以下「処理票」という。）により報告しなければならない。

(1) 暗号の使用その他の理由によって、書信担当者が理解できない内容のものであるとき。

(2) 例えば、次のような内容が記載されるなど、発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ア 恐喝・脅迫など犯罪を構成するもの

イ 犯罪を犯すことをすすめ、又は唆すようなもの

(3) 例えば、次のような内容が記載されるなど、発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

ア 逃走、暴動等の刑事施設の事故を具体的に記述したもの

イ 規律違反行為の手段方法を示唆する等、当所の秩序びん乱をあおり唆す内容のもの

ウ 当所の構造を詳述し、又は職員を著しく誹謗する等、公正な職務執行を阻害するおそれのある内容のもの

エ 収容中の他の人の犯罪を記述し、又は動静を伝える等、名誉又は個人情報の保護を侵害する内容のもの

オ その他当所の管理運営上著しく重大な支障がある内容のもの

(4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

(5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(6) 受刑者にあつては、発受によって、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(7) 未決拘禁者にあつては、発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定による報告に当たっては、次の各号に掲げる場合に依り、当該信書に係る措置の意見を付すものとする。

(1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合（次号に該当する場合を除く。）

は、該当箇所の削除又は抹消（削除については、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その

他抹消の方法によることが相当でない場合に限る。)

- (2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合は、当該信書の発受の差止め
- 3 被収容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び被収容者が弁護士との間で発受する信書であってその被収容者に係る弁護士法第 3 条第 1 項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合（未決拘禁者としての地位を有する被収容者については、信書の発受によって罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるときに該当する場合を含む。）に限り、これを行うこと。
- 4 未決拘禁者が発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、当所において的確な判断が困難な場合は、第 1 項の規定による処理票の決裁の過程で、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。この場合において、執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第 8 1 条による授受の禁止の措置も考えられること。
- 5 第 1 項の規定による処理票の決裁の結果、差止め又は削除若しくは抹消の決定があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、適用条項及び当該条項の規定内容について告知するほか、当該各号に定める措置を執ること。
- (1) 差止めを決定した場合
- 該当区の処遇主任は、被収容者に対し、それぞれ次のア及びイに定める事項を口頭により告知する。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないものとする。
- ア 発信書 差止めを決定した日
- イ 受信書 受信書が当所に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名
- (2) 削除を決定した場合
- ア 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被収容者に交付し、又は発送すること。
- イ 被収容者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。なお、発信書については、当該箇所も併せて告知すること。
- (3) 抹消を決定した場合
- ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を被収容者に交付し、又は発送すること。
- イ 被収容者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。なお、発信書について

は、当該箇所も併せて告知すること。

- 6 第1項の規定による処理票の決裁の結果、差止め等の制限を要しない旨の決定があった場合は、速やかに当該信書を被収容者に交付し、又は発送すること。
- 7 第1項の規定により処理票による報告が必要と判断される場合であっても、所定の手続きを行う前に、当該被収容者に対し書き直し等を指導することは差支えない。この場合においては、「発信書の指導状況票」(別紙7)に当該被収容者が発信を申請した信書の写しを添え、指導内容について処遇首席まで決裁を受けた上で指導を行い、指導に応じないときは、その旨を「発信書の指導状況票」に記載した後、必要に応じ、差止め等と同様の手続により処理するものとする。
- 8 前項の規定による書き直し等の指導に任意に従うとする者については、当該発信を申請する信書を返戻し、その旨を「発信書の指導状況票」に記入するものとする。
- 9 発信書について、書き直し等の指導を行うことなく削除又は抹消の措置を執った場合など、削除され、又は抹消された箇所を被収容者が知り得ないときは、当該箇所を当該被収容者に告知すること。

(発信通数等)

第28条 被収容者が発信を申請する信書の通数は、1日当たり1通に制限する。

- 2 受刑者の1か月当たりの発信を申請する信書の通数は、優遇区分ごとに次表のとおり制限する。

優遇区分	ユ 1	ユ 2	ユ 3	ユ 4	ユ 5	未指定
通 数	10通以内	7通以内	5通以内		4通以内	

- 3 受刑者が当所に移送された場合は、各処遇区において、当該受刑者に対し、当所へ移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等宛ての信書の発信の申請をするよう指導すること。当所に移送されてから1月以内に行われた当該指導に基づく初回の発信申請については、前2項の制限の対象としないものとする。
- 4 東京拘置所視察委員会に対して提出する書面、審査の申請、再審査の申請、事実の申告、事実の再申告及び苦情の申出の書面、弁護人等に対して発する信書及び裁判所宛てに発する信書については、第1項及び第2項の規定による通数の制限を行わないものとする。
- 5 国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であって、その機関の権限に属する事項を含むもの、権利救済を求めるため弁護士会に対して発する信書その他これらの信書と同等に扱うことが相当と認められる信書については、第1項及び第2項の規定による通数の制限を行わないことができるものとする。
- 6 第2項の1か月は、原則として月初めの日から月末までの期間をいう。ただし、管理運営上支障のないときは、1か月という期間ごとのこととして差し支えない。
- 7 受刑者以外の被収容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯は、原則として開庁日の午前8時から午後3時までとする。ただし、電報の発信の申請の時間帯については、

開庁日の朝点検終了後から午前 7 時 30 分までの間とする。

8 受刑者がする信書の発信の申請の日及び時間帯は、原則として次のとおりとする。ただし、弁護人等に対して発する信書については、前項に準ずるものとする。

(1) 当所執行受刑者（昼夜居室において処遇する者を除く。）

優遇区分ごとく又は所属区ごとに発信の申請の日を定める。時間帯は、朝の出役直後の願い事を受け付ける時間帯とする。

(2) 一時執行受刑者及び当所執行受刑者のうち昼夜居室において処遇する者

居室棟階又は所属区ごとに定める。時間帯は、午前 8 時から午後 3 時までの間（作業時間を除く。）とする。

(信書作成上の制限)

第 29 条 被収容者が発する信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類については、次のとおり制限する。

(1) 通信用紙は、特に必要と認められるときを除き、通常の便箋、はがき又は郵便書簡とする。

(2) 封筒は一重のものとする。

(3) 筆記用具は黒色、赤色、青色のボールペン又はこれに類似するものとする。

2 被収容者が発する 1 通の信書に用いる便箋の枚数は、受刑者が発する信書（弁護人等に対して発する信書を除く。）にあつては 7 枚以内に制限し、受刑者以外の被収容者が発する信書にあつては制限しないものとする。

3 文字は、表面のけい線内にのみそれぞれ 1 行ずつ記載させるものとし、1 行の字数は、おおむね 40 字以内、便箋 1 枚に 600 字程度以内とし、欄外や裏面には記載させないものとする。

4 被収容者が発する郵便はがきの表面については、郵便はがきの下部 2 分の 1（横に長く使用するものにあつては、左側部 2 分の 1）以外の部分には、通信文を記載させないものとする。

5 前 2 項の規定のみならず、著しく文字が小さい、縦書きと横書きが混在するなど、検査を行う際に支障がある方法では記載させないものとする。

6 被収容者が発する信書の封筒の表面及び郵便書簡の畳んだときの表面には、名宛人の住所及び氏名を記載させ、封筒の裏面及び郵便書簡の畳んだときの裏面には、差出人の住所及び氏名を記載させ、封筒及び郵便書簡の畳んだときの封筒部分には、住所及び氏名並びに「親展」、「速達」、「二つ折り禁止」などの通常封皮に記載する文言を記載させ、いずれもこれら以外の通信文などは記載させないものとする。

なお、差出人の住所又は氏名を不記載とすることについて、相当の理由があるときは、願箋により不記載願を提出させ、記載を省略させることができるものとする。

7 被収容者が発する信書における名宛人以外の者に対する通信文の同封は、原則として外部交通が許可されるべき同居者に限るものとする。

8 被収容者が発する信書における名宛人以外の者に対する伝言は、原則として「〇〇さんによろしくお伝えください。」程度までに限るものとし、この範囲を超えるものは、

通数制限に反するもの等として、発信指導等の必要な措置を執るものとする。

- 9 被収容者が信書を作成するに当たり、自書することができないため代筆を希望するときは、職員が代筆するものとし、他の被収容者に代筆させることは許さないものとする。
- 10 被収容者が信書を発する方法は、郵便（郵便法第 44 条に規定する特殊取扱（速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。）によるものを除く。）による方法に制限するものとする。ただし、当所の管理運営上支障を生じない範囲において、書留、内容証明等の特殊取扱を認めるほか、緊急の必要がある場合又は弁護人等に対して信書を発する場合には、電報又はレタックスによる発信を認めるものとする。

（信書の作成場所及び時間）

第 30 条 信書の作成場所は、居室内とし、余暇時間帯等（受刑者にあつては余暇に充てられるべき時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）を利用して作成させる。ただし、共同室に収容中の被収容者から申出があつた場合において相当と認めるときは、共同室フロアに設置された書信室において作成させるものとする。

（発信の手続）

第 31 条 発信の手続は、次のとおりとする。

1 受刑者の発信の手続

- (1) 受付の際、各自に保管させている郵券を貼付させ、封をしないで担当職員に提出させるものとする。ただし、物品制限等により本人に郵券を保管させていない場合は、担当職員において郵券を貼付するものとする。
- (2) 発信書を受け付けた担当職員は、処遇区経由と書信行きに区分し、書信行きは担当台の集配箱に入れる。
- (3) 書信係は、1 日 3 回（午前 9 時、午後 1 時、午後 3 時）各収容棟の集配箱及び処遇区事務室から発信書を回収し、書信室に運搬し、各書信担当者に振り分ける。
- (4) 書信担当者は、優遇区分ごとの通数制限超過の有無及び申告書による届出の有無を確認する。
- (5) 発信書の検査に当たっては、1 通ずつ確実に処理し、2 通を同時に封筒から出すことは禁止する。
- (6) 検査及び決裁を終えた発信書は、原則として、旧庁舎前のポストに投函するものとする。

2 未決拘禁者の発信の手続

前項（第 4 号を除く。）の発信手続と同様とする。なお、刑事訴訟法の定めるところにより信書を発することが許されない場合に当たるか否かについて、接見等禁止決定の内容を慎重に精査するなどして、特段の注意を払って処理すること。

3 死刑確定者の発信の手続

第 1 項の発信手続と同様とする。ただし、同項第 4 号は「書信担当者は、平成 19 年 6 月 1 日付け達示第 52 号「死刑確定者処遇規程」第 10 条に定める外部交通許可申請書（以下「許可申請書」という。）による届出の有無を確認する。」と読み替えるものと

する。

(受信の手続等)

第 3 2 条 被収容者が信書を受ける方法は、原則として、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による方法又は電報（レタックスを含む。）による方法に制限するものとする。

2 受信の手続は、次のとおりとする。

(1) 受刑者の受信の手続

ア 書信係は、庶務課受付係から受付簿の通数を確認して受信書を受領し、書信室において、人名簿により、同姓同名に注意しつつ、名宛人の在所の有無、収容居室を確認し、受信書封被(葉書は表面)の余白に収容居室番号を鉛筆書きする。

イ 受信書は開封(封書は原則として縦長に開封)し、同封物の落下防止のため輪ゴム又はプラスチック製クリップで留めて各書信担当者に振り分ける。

ウ 書信担当者は、発信人の氏名及び関係等について申告書により確認する。

エ 受信書の検査に当たっては、1 通ずつ確実に処理し、2 通を同時に封筒から出すことは禁止する。

オ 検査及び決裁を終了した受信書は、処遇区経由と収容フロアーごとに振り分けて回付する。

カ 担当職員は、受信書を受領したときは、転出や転室等による誤交付を防止するため、担当台の居室配置システム等により、受信書封被に記載された居室番号と名宛人名を再度確認してから交付すること。

(2) 未決拘禁者の受信の手続

前号(ウを除く。)の受信手続と同様とする。なお、刑事訴訟法の定めるところにより信書を受けることが許されない場合に当たるか否かについて、接見等禁止決定の内容を慎重に精査するなどして、特段の注意を払って処理すること。

(3) 死刑確定者の受信の手続

第 1 号の受信手続と同様とする。ただし、同号ウ中「申告書」とあるのは「許可申請書」と読み替えるものとする。

3 受取人を 2 人以上連記した受信書であって、当所において交付すべき者が複数いるものについては、これらの者のうち最も先順位(横書きの場合は上段、縦書きの場合は右側)に記載された者に交付し、その他の者には交付しない。

4 被収容者に交付すべき受信書のうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものであって、交付することにより当所の規律及び秩序を害するおそれのあるものその他その物品が信書でなく差入物品であったとしたら被収容者に引き渡すことにならないもの(法第 4 7 条第 1 項の規定により引き渡すこととしない場合。)については、その物品の提示その他の方法によりその内容(削除又は抹消すべき箇所を除く。)を了知させるものとする。

5 前項の規定により被収容者に内容を了知させた受信書は、その受信書の物品としての

性質等に従い、差入物品に準じて廃棄その他の措置又は発受禁止信書等と同様の措置を執るものとする。

(書信表の記録方法等)

第 3 3 条 書信担当者は、被収容者が発受する信書については、書信表に、発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名を記録するとともに、書信の要旨欄に次の各号に定めるところにより記録するものとする。

(1) 検査を行わなかった場合

「検査省略」と表示する。

(2) 第 2 4 条第 2 項、第 4 項又は第 6 項の規定による確認のため必要な限度の検査にとどめた場合「確認」と表示する。

(3) 検査の結果、特に問題がなかった場合

書信の要旨を、「近況報告」、「安否伺い」等簡潔に記載する。特に、弁護士等宛ての信書については、特別の事情がない限り、「裁判の件」等簡潔な記載にとどめること。

(4) 前 3 号以外の場合

書信の要旨を記載する。

2 書信担当者は、前項の検査において特筆すべき事項があった場合は、書信主任に報告し、報告を受けた書信主任は必要に応じて外部交通区長及び各処遇区長に報告するものとする。

3 書信担当者は、次のとおり、検査印を表示する。

(1) 検査を行わなかった場合を除き、通信文が記載された用紙の右下（又は左下）などの余白に検査印を押印することとし、また、必要に応じ、封皮裏面右下（又は左下）などの余白に検査印を押印することとする。

(2) 検査印は、検査後、当該信書の発受を許可相当と判断したときに押印するものとし、第 2 7 条第 7 項の規定により、「発信書の指導状況票」によって書き直し指導を行う場合などに、検査印を押印した通信文を返戻することのないよう注意すること。

4 信書の発受に関する業務を円滑に行うため、書信表の表紙に被害者等の氏名等を記載するほか、第 2 6 条の規定により信書の発受を禁止した者の氏名、住所その他参考事項を取りまとめて貼付し、書信担当者に注意を促すものとする。

(同封物の取扱い)

第 3 4 条 受信書に信書以外の物品が同封されていたときは、教育に回付すべきもの（書籍等）と領置に回付すべきもの（書籍等以外のもの）に区分し、「物品添付簿」（別紙 8）により確実に引き継ぐこと。

(被害者等との信書の発受)

第 3 5 条 被害者等と加害者たる受刑者の信書の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に、被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、第 2 6 条の規定により信書の発受が禁止される者には該当しないので、特段の事情が認められない限り、信書の発受を禁止しない。ただし、被害者等から加害者たる受刑者の収容施設に対し、当該受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、

かつ、当該受刑者に対し当該被害者への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者がこれに従わず当該被害者への信書の発信を申請した場合には、信書の発受を禁止する。

- (2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、品位の支払意思の確認を含む。）に関する者である場合には、第 26 条第 1 項の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当するので、信書の発受を禁止しない。
 - (3) 被害者等と発受する信書については、必ず検査を行うものとする。
 - (4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせ、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときは、差し止めることとし、当該信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には、速やかに交付するものとする。
 - (5) 被害者等宛て発信書については、被害者等を畏怖させたり侮辱したりするような内容が含まれていないか特に注意して検査を行うとともに、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、第 27 条第 1 項各号に該当しない場合であっても、次号の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、あるいは適当な親族等がないため、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許すものとする。
 - (6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すものとする。
- 2 受刑者以外の被収容者による被害者等宛て発信書については、前項第 5 号及び第 6 号に準じた取扱いを行うものとする。

（発信に要する費用）

第 36 条 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発受を禁止した信書の取扱い）

第 37 条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

- 2 信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
- 3 前 2 項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下「発受禁止信書等」という。）は、領置係において被収容者の領置物とは明確に区分して保管し、被収容者の釈放の際、その者に引き渡すものとする。また、発受禁止信書等がある被収容者を

他の刑事施設に移送する場合には、領置係から当所護送職員又は先方移送職員に発受禁止信書等を引き渡し、移送先の刑事施設に引き継ぐものとする。

- 4 次に掲げる場合には、発受禁止信書等は、被収容者の遺留物として取り扱う。
- (1) 被収容者が死亡したとき。
 - (2) 釈放された被収容者が、釈放の際、発受禁止信書等の引渡しを受けなかったとき。
 - (3) 被収容者（ウについては受刑者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）に限る。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 逃走したとき。
 - イ 法 8 3 条の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき。
 - ウ 法第 9 6 条第 1 項の規定による作業又は法第 1 0 6 条第 1 項の規定による外出若しくは外泊の場合において、指定された日時までに当所に帰着しなかったとき。
- 5 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、発受禁止信書等の引渡しにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。
- (1) 被収容者の釈放の際に、発受禁止信書等を引き渡そうとするとき。
 - (2) 死亡した被収容者の遺族が、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。
 - (3) 釈放された被収容者が、釈放後に、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。
 - (4) 被収容者が、前項第 3 号のいずれかに該当する場合において、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。
- 6 前項の規定により釈放の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないとき認めるときは、必要に応じて、該当区の処遇主任において、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導すること。
- 7 釈放の際、第 5 項の規定により発受禁止信書等の引渡しを行わない場合には、引渡しを行わない信書がある旨を当該被収容者に告知すること。
- 8 第 5 項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、被収容者の釈放若しくは死亡の日又は被収容者が第 4 項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して 3 年を経過した日に、国庫に帰属するものとする。

（被収容者作成の文書図画）

第 3 8 条 被収容者がその作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請する場合には、他の者への交付願の願箋にその理由を記載して出願させる。

- 2 前項の規定により、他の者への交付を願い出た文書図画については、検査の結果、必要がある場合には、信書の差止め等の手続と同様の措置を講ずるものとする。

第 4 章 電話による通信

（電話による通信を許す場合）

第 3 9 条 制限区分第 2 種以上に指定されている受刑者（未決拘禁者としての地位を有す

る者を除く。以下この章において同じ。) 又は釈放前の指導を受けている受刑者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、受刑者から通信を行う方法により、電話による通信を行うことを許すことができるものとする。

- (1) 電話による通信の相手方が、第7条第1項各号(面会の相手方)のいずれかに該当し、かつ、その相手方が遠方に居住し、又は病気等のため面会することができないやむを得ない事情がある場合
 - (2) 家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できるなど相応の事情がある場合
 - (3) 外出又は外泊の実施に係る打合せを行う必要がある場合
 - (4) 釈放前の指導の期間において、釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合
 - (5) その他、前4号に準ずる程度に必要なかつ相当と認められる場合
- 2 電話による通信の相手方が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受刑者又は電話による通信の相手方から通信を行う方法により、電話による通信を行うことを許すことができるものとする。
- (1) 面会することが極めて困難である親族であって、電話による通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合
 - (2) 受刑者がある国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者である場合
- 3 前項第1号の電話による通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不相当であると認められる例外的な場合であること。また、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。

(電話による通信実施要領)

第40条 前条に定めるほか、電話による通信の実施要領については、別途指示する。

第5章 雑則

(外国語による外部交通)

- 第41条 被収容者又はその面会等(面会又は電話による通信をいう。以下同じ。)の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による面会を許すものとする。この場合において、会話の内容を確認する必要があると認めるときは、通訳を行うものとする。
- 2 被収容者又はその信書の発受の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認する必要があると認めるときは、信書の内容の翻訳を認めるものとする。
- 3 前2項の通訳又は翻訳の費用は、次に掲げる場合を除き、外部交通の目的及び被収容者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情が認

められる場合に限り、その者に負担させるものとする。

(1) 被收容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書の発受をする場合

(2) 次に掲げる場合において、被收容者がその費用を負担することができないとき

ア 被收容者が次に掲げる者と面会する場合

(ア) 被收容者の親族

(イ) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等を行うことが必要な者

(ロ) 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会等によりその改善更生に資すると認められる者

(ハ) 死刑確定者について、面会によりその者の心情の安定に資すると認められる者

イ 被收容者が次に掲げる信書の発受をする場合

(ア) 被收容者の親族との間で発受する信書

(イ) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

(ロ) 受刑者について、その更生保護に関係のある者又はその釈放後にこれを雇用しようとする者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書

(ハ) 死刑確定者について、信書の発受によりその心情の安定に資すると認められる信書

(3) 当所の職員が通訳し、又は翻訳したとき

(4) 他の刑事施設の国際対策室の共助により通訳し、又は翻訳したとき

(5) 領置金や作業報奨金計算額が少ない外国人被收容者が家族と面会又は信書の発受をする場合

(6) 教科指導を受けている受刑者が学習のため外国語による信書の発受が必要な場合

(7) 外国の機関からの照会に対して外国語で回答する必要がある場合

4 被收容者が前項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さないものとする。

(手話による面会等について)

第42条 被收容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担とする。

2 被收容者又は面会の相手方が聴覚又は発声に障害を有する場合の面会において、筆談に要する用紙及び筆記具は、面会室において被收容者又は当該面会の相手方に貸与し、面会終了後にこれを引き上げて用紙は廃棄すること。

(労役場留置者及び監置場留置者の取扱い)

第43条 労役場留置者及び監置場留置者の外部交通については、第4章（電話による通

信)に規定する取扱いを行わないことを除き、その性質に反しない限り、制限区分及び優遇区分が未指定の受刑者と同様の取扱いとする。ただし、当所執行受刑者に労役場留置を執行する場合において、願い出により受刑者と同様の処遇を受けることを認めたときは、その者が労役場留置の執行を受ける前に指定されていた制限区分及び優遇区分を指定された受刑者と同様の取扱いとし、刑事訴訟法の規定による勾留中に監置の裁判の執行を受けた者については、その性質に反しない限り、制限区分及び優遇区分が未指定の未決拘禁者としての地位を有する受刑者と同様の取扱いとする。

- 2 前項の規定の適用に当たっては、労役場留置者及び監置場留置者については、その性質上、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあることを理由とする制限はできないことに留意すること。

(外部交通の確保を目的とする養子縁組)

第44条 外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる養子縁組については、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被收容者の外部交通の内容、被收容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査した上で、当該外部交通を認めないこともできること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないよう留意すること。

(松戸拘置支所における準用)

第45条 本細則の規定は、第3条第3項、第7条第8項、第11条第5項、同条第6項、第24条第2項、第25条第6項、第30条ただし書、第31条第1項第3号、同条第3項及び第32条第2項第3号の規定を除き、松戸拘置支所(以下「支所」という。)に準用するものとする。

- 2 前項の規定により準用した場合において、「外部交通の業務を担当する統括矯正処遇官(以下「外部交通区長」という。)」及び「外部交通区長」とあるのは「統括矯正処遇官」と、「当該受刑者を收容する処遇区の統括矯正処遇官(以下「処遇区長」という。)」及び「処遇区長」とあるのは「統括矯正処遇官」と、「首席矯正処遇官(処遇担当)(以下「処遇首席」という。)」及び「処遇首席」とあるのは「統括矯正処遇官」と、「庶務課長補佐」とあるのは「統括矯正処遇官」と、「名籍係長」とあるのは「主任矯正処遇官」と、「主任矯正処遇官(書信担当)(以下「書信主任」という。)」及び「書信主任」とあるのは「主任矯正処遇官」と、「主任矯正処遇官(面会担当)(以下「面会主任」という。)」及び「面会主任」とあるのは「主任矯正処遇官」と、「当該被收容者が所属する処遇区の主任矯正処遇官(以下「処遇主任」という。)」及び「処遇主任」とあるのは「主任矯正処遇官」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により準用した場合において、第4条第2項中「処遇部会議に付議する」とあるのは「支所長に報告の上、指示を受ける」と、第6条第1項中「庶務課」とあるのは「処遇部門」と、同条第2項中「書信室」とあるのは「処遇部門」と、第17条第2項第2号中「午後零時30分」とあるのは「午後1時」と、第18条第1項第1号中「午前9時」とあるのは「午前8時30分」と、同項第2号中「午後5時」とあるのは「午後4時30分」と、第28条第3項中「各処遇区」とあるのは「処遇部門」と、同

条第7項中「午後3時」とあるのは「午前10時」と、「午前7時30分」とあるのは「午前9時」と、同条第8項中「原則として次のとおりとする」とあるのは「原則として開庁日とし、時間帯は、当所執行受刑者（昼夜居室において処遇する者を除く。）にあっては、朝の出役直後の願い事を受け付ける時間帯とし、一時執行受刑者及び当所執行受刑者のうち昼夜居室において処遇する者にあつては、作業時間を除く午前8時から午前10時までの間とする」と、第31条第1項第2号中「処遇区経由と書信行きに区分し、書信行きは担当台の集配箱に入れる」とあるのは「書信担当者にこれを引き継ぐものとする」と、同項第6号中「旧庁舎前」とあるのは「裁判所前等」と、第32条第2項第1号ア中「書信係」とあるのは「書信担当者」と、「書信室」とあるのは「処遇部門」と、同号オ中「処遇区経由と収容フロア」とあるのは「居室棟等」と、第34条中「教育に回付」とあるのは「処遇部門で検査」と読み替えるものとする。

継 紙 (面会用)

記載内容に間違いがないことを誓約します。		称呼番号		氏名	
令和 年 月 日		番			
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
面会をしたくない人がいたら、受付時に面会を断るので、下欄に記載して事前に届け出ること。					
氏名			年齢, 住所など		
氏名			年齢, 住所など		
氏名			年齢, 住所など		
氏名			年齢, 住所など		

外部交通申告書(面会用) 令和 年 月 日作成

施設名	東京拘置所	当所執行・一時執行の別 (右欄のいずれかに○印をつけること)	当所執行 一時執行	工場及び居室	居室 工場棟 階 室
優遇区分 (職員が記載します)	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	刑 期
	第 類	第 類	第 類	第 類	年 月
制限区分 (職員が記載します)	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	刑の終了日
	第 種	第 種	第 種	第 種	令和 年 月 日
記載内容に間違いがないことを誓約します。					
称呼番号	(ふ り が な) 氏 名			年齢	
番				歳	
記載上の注意事項	1 「外部交通の理由・目的欄」には、あなたが面会を必要とする理由・目的を個別具体的に記載すること。親族外の者との外部交通は、近況、安否といった抽象的理由ではなく、外部交通が許可されない場合の影響等を具体的に記載する必要がある。また、記載内容によっては外部交通が許可されない場合がある。				
	2 外部交通ができる相手方は、面会と信書の発受とは異なります。信書の発受ができるからといって、面会ができるとは限りません。また、親族以外の知人等についての外部交通の可否は、本票の記載事項を参考にして個別に判断されることになるので、ここに記載すれば必ず許可になるものではありません。				
	3 「あなたとの関係」は、「父の兄」や「元の勤務先の上司」など、具体的に記載すること。 あなたに対する矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合などは、外部交通(面会)が許可されないことがある。				
	4 記載内容が真正なものであることを証明させるため、書類その他の物件の提出又は提示を求めることもある。また、記載事項を偽った場合には、反則行為として懲罰を科される場合がある。				
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業	許・否
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳			
「外部交通の理由・目的」					許・否

継 紙 (書信用)

記載内容に間違いがないことを誓約します。		称呼番号	氏名	
令和 年 月 日		番		
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
あなたとの関係	氏 名	生年月日	住 所	職 業
		M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		
「外部交通の理由・目的」				許・否
手紙のやり取りをしたくない人がいたら、受信時に手紙を返戻するので、下欄に記載して事前に届け出ること。				
氏名		年齢, 住所など		
氏名		年齢, 住所など		
氏名		年齢, 住所など		
氏名		年齢, 住所など		

(未 決) (受 刑 者)
面 会 申 出 書

面会を希望する被収容者の氏名		男・女	申出年月日			
面会の目的 (いずれかに○をして下さい。)	安否・仕事・子供・家庭・裁判 その他 ()	受刑者等との面会を申し込む親族以外の方の面会目的	(具体的に記載願います。)			
①	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	
②	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	
③	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	
乳幼児氏名生年月日						
①	②	③				

- ※ ①記入漏れのないよう、すべて記載願います。
 ②業務上の必要性により面会される方については、住所欄に御自宅等の住所ではなく、所属する事務所や会社等の住所を記載して差し支えありません。
 ③受刑者等との面会を申し出る方は、「面会申出書」提出時に自己を証明する身分証等を呈示願います。(刑事被告人との面会を申し出る方にも身分証等の呈示を求める場合があります。)
 ④受付後の変更は、できませんので注意願います。

(未 決) (受 刑 者)
面 会 申 出 書 **再審弁護人用**

面会を希望する被収容者の氏名		男 女	申出年月日			
面会の目的いづれかに○をして下さい。	安否・仕事・子供・家庭・裁判 その他 ()	受刑者へ申込の親族以外の方の面会目的	(具体的に記載願います。)			
①	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	
②	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	
③	あなたの氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳	関係	
	住 所				職業	

申出： 分(無制限) (不明) 延長実施： 分後(区長㊟) 分後(区長㊟)
 延長実施： 分後(区長㊟) 分後(区長㊟)

弁護人面会申込書

番 階

* この用紙は、「弁護人」として面会する場合にだけ使用してください。

* 太枠線内のみご記入願います。

		申込年月日 令和 年 月 日
被告人氏名 被疑者氏名		所属弁護士会
弁護人氏名		弁護士登録番号
<input type="checkbox"/> 国 選 司法修習生氏名 ()		
<input type="checkbox"/> 私 選 依頼人() 通訳人氏名 ()		

備 考	受付番号	件	番	分
	パソコン使用 タブレット使用			

弁護人となろうとする者面会申込書

番 階

* この用紙は、「弁護人となろうとする者」として面会する場合にだけ使用してください。

* 太枠線内のみご記入願います。

		申込年月日 令和 年 月 日
被告人氏名 被疑者氏名		所属弁護士会
弁護人氏名		弁護士登録番号
<input type="checkbox"/> 国 選 司法修習生氏名 ()		
<input type="checkbox"/> 私 選 依頼人() 通訳人氏名 ()		

備 考	受付番号	件	番	分
	パソコン使用 タブレット使用			

面会内容記載（録取）書

令和 年 月 日

称呼番号		被收容者氏名	
面 会 内 容 の 要 旨			

番号		氏名	
談話の要旨			

別紙6

信 書 検 査 処 理 票		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		措置の日	年 月 日
		告知の日	年 月 日
相手方の氏名等		被収容者氏名等	
相手方氏名 発受の別 発受の日		称呼番号 番 氏 名	
決裁欄	意見・決定	検査対象箇所・理由等	
所長	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
部長			
首席	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
統括			
担当者	許可・抹消・削除・差止め・禁止		

告知欄	<p>年 月 日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した] 信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/>第128条（第138条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪性のある者</p> <p><input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者</p> <p><input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認められるため、年 月 日に、同信書の<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信]を禁止する措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第129条第1項（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <p><input type="checkbox"/>第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</p> <p><input type="checkbox"/>第2号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる<input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある]</p> <p><input type="checkbox"/>第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第4号 <input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述]があるため、<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ]るおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/>年 月 日に、同信書の<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信]を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除]する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第139条第1項各号及び第2項のいずれにも該当しない</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/>年 月 日に、同信書の<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信]を許さない</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除]する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <p>告知者</p>
(備考)	

注1：告知欄の年月日については、差し止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差し止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。

別紙7

首 席	次 席	統 括	主 任

令和 年 月 日

発信書の指導状況票		
発 信 者	称呼番号	
	氏 名	
	収容居室	
名あて人	氏 名	
	関 係	
記載内容の概要 (該当番号を○ で囲み, 余白に指 導が必要な理由 等を書く。) 当該信書の写 しを添付	<p>1 暗号の使用その他の理由によって, 理解できない内容のもの。</p> <p>2 刑罰法令に触れることとなり, 又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるもの。 ア 脅迫・恐喝など犯罪を構成するもの。 イ 犯罪を犯すことをすすめ, 又は唆すようなもの。</p> <p>3 郵便法規に反するもの。</p> <p>4 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるもの。 ア 逃走・暴動等刑事施設の事故を具体的に記述したもの。 イ 規律違反行為の手段方法を示唆する等, 施設の秩序びん乱をあとおりそのかす内容のもの。 ウ 施設の構造を詳述し, 又は職員を著しく誹謗する等, 公正な職務執行を阻害するおそれのある内容のもの。 エ 収容中の他の人の犯罪を記述し, 又は動静を伝える等, 名誉又は個人情報保護の侵害する内容のもの。</p> <p>5 信書の作成要領, 通数等の制限に反し, 管理運営上支障があるもの。</p> <p>6 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため, 受信者を著しく不安にさせ, 又は受信者に損害を被らせるおそれがあるもの。</p> <p>7 受信者を著しく侮辱する記述があるもの。</p> <p>8 受刑者については, 発信させることにより, 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの。</p> <p>9 未決拘禁者については, イ 被害者 ロ 証人 ハ 参考人 ニ 共犯等に対する発信で, 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあり, 弁護人を通じた方がよいと思われるもの。</p> <p>10 その他 (具体的に記載のこと。)</p>	
	指導結果	指導年月日
指導者名		印
指導結果		

